〇厚生労働省令第四十九号

官

改正する省令を次のように定める。 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第百二十条及び国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の四第九項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則の一部を 令和三年三月十七日

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令

次の表のように改正する。 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の十七 市町村は、世帯主による高額療養費の支給申請に関する手続について、前条

(高額療養費の支給申請に係る特例)

改

正

後

及び次条の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。

前

(傍線部分は改正部分)

厚生労働大臣

田 村

憲久

第二十七条の十七 市町村は、世帯主による高額療養費の支給申請に関する手続(高額療養費に 係る療養のあつた月の初日において、 かわらず、 に達する日の翌日以後である場合に該当するものに限る。)について、前条及び次条の規定にか 別段の定めをすることができる。 世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者が七十歳

(高額療養費の支給申請に係る特例)

改

正

5

○○都道府県国民健康保険 特別療養証明書																		
			有多	动期間		年				年	 月	E	まて	5				
交付年月日 年 月 日交付																		
世	氏				名													
帯																		
主	住				所													
受	氏				名												身]
給		:	生年	月 ———	日					年		月	E	生			<u> </u>	ζ
者	現		住		所													
の																		
氏 名	1	:被保 :等の!	険者・ .	退職被	:保	1 一般被保険者 2 退職被保険者 3 2の被扶養者												
1 1		\				J		<u> </u>	₹'H 									
交	所		在		地													
付																		
者	保険者番号、名称及び印																	
11									<u> </u>		L							
保険医療機関等の																		
名称及び保険医等の氏名名名										称		氏						名
療養の	給付 記 錡	ı. Ç																
 傷		—— 病		名														
 開	 始	年	——— 月					年	—— 月						年	—— 月		日
				141											***************************************			
入	院 	年	月 ———	日				年	月	日					年	月 ——		日
終	了	年	月 ———	日				年	月 ——	日					年	月		日
転				帰														
請	求		金	額						円								円

備考 この用紙は、B列5番とすること。

様式第二の二(第二十八条関係)

令和3年3月17日 水曜日

国民健康保険特別療養証明書																			
			有	効期間 効期間	4	丰	月	日カ	46	4	年月	_	日ま	きで					
			交	付年月	日		左	E.		月			日交	付					
組	氏				名														
合																			
員	住				所														
受	氏				名														男・
給			生年	- 月	日					4	丰	月		日生	Ė_				女
者の	現		住		所														
氏	一般	被保	険者・	:保	1 一般被保険者 2 退職被保険者														
名	険者	等の	別			3	2の	被扶	養者										
保	所		在		地														
) 者	保険	者番	号、名	称及び	印														
保険医療機関等の 名称及び保険医等 の氏名 療養給付 の 記 録											称	氏							名
傷		病		名															
開	始	年	月	日				年	F]	日					年	月		日
入	院	年	月	日				年	J.]	日					年	月		日
終	了	年	月	日				年	J.]	日					年	月		日
転				帰															
請	求		金	額							円								円

備考 この用紙は、B列5番とすること。